



1枚に切り取る医療界の2週間

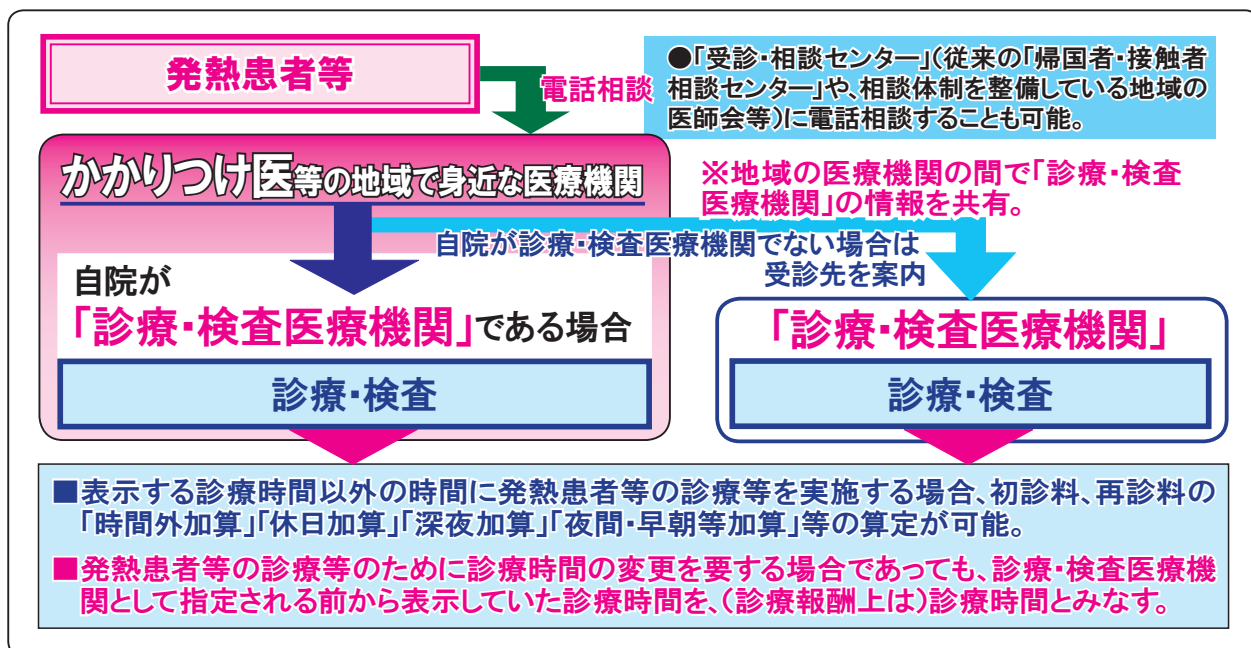
Medical management support by astellas

2020年11月9日号

「診療・検査医療機関」の初・再診料加算の扱いなど示す ~厚労省

《背景》厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」を更新し、「診療・検査医療機関」(都道府県で独自の名称設定も可能)について、初・再診料の時間外等の加算の算定が可能である旨を示した。

《解説》都道府県から指定された診療・検査医療機関として、表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合、要件を満たせば、初診料や再診料の時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間早朝等加算などの算定が可能であると明示したものです。また、診療時間については、発熱患者等の診療等のために診療時間の変更を要する場合であっても、診療・検査医療機関として指定される前から表示していたものを診療時間とみなすという扱いも示されました。診療・検査医療機関は、次のインフルエンザ流行に備え、発熱患者等は「まず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談する」などの体制整備(下記概要イメージ)において設けられました。



※厚生労働省の令和2年9月4日事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000667888.pdf>)および令和2年10月30日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その29)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000690315.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867